

免税軽油申請の手引き

～免税軽油制度を活用して コスト削減！！～



軽油 1ℓにつき 32.1円免除

検索



育てよう明日を

JAグループ鹿児島

免税軽油について

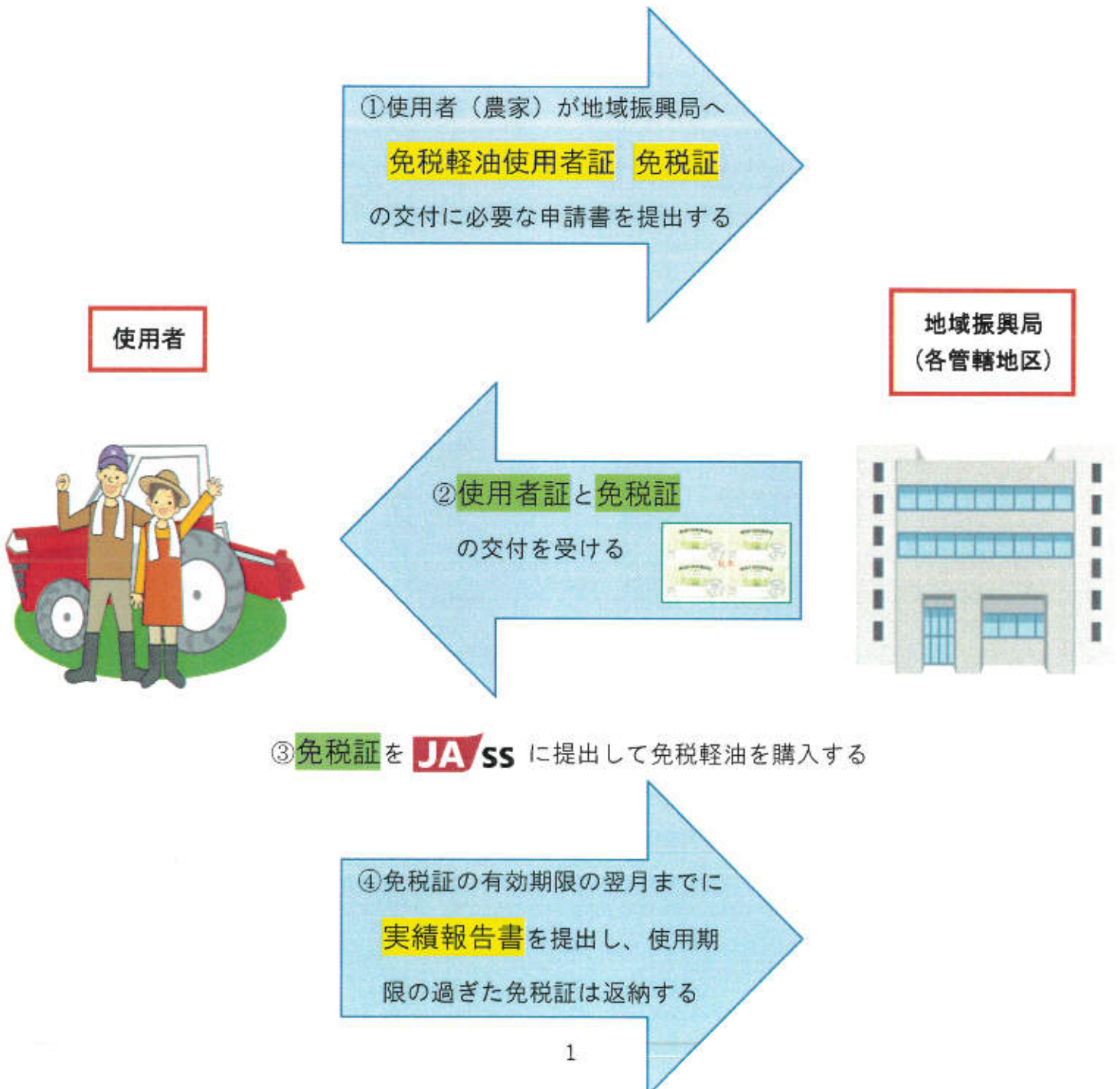
1. 免税軽油とは

農林業・船舶などで軽油をご使用される（道路の走行をしない）方の、軽油1Lにつき**32.1円**の軽油取引税が**免除**される制度のこと。

↳ 道路設備のための財源

2. 年間軽油使用量1万L以下の方の申請から交付、使用までの流れ

【新規申請の方】



【2年目,3年目の申請】

①使用者（農家）が地域振興局へ
免税証
の交付に必要な申請書を提出する

使用者



地域振興局
(各管轄地区)



②**使用者証**と**免税証**
の交付を受ける



③**免税証**を **JA/SS** に提出して免税軽油を購入する

④免税証の有効期限の翌月までに
実績報告書を提出し、使用期
限の過ぎた免税証は返納する

3. 申請手続きに必要な書類

○事前にご用意いただくもの

- 住所が確認できるもの（身分証明書・住民票等）
- 使用農業機械の販売証明書 p.6
- 使用農業機械のカタログ p.7
- 使用農業機械の写真（前後左右4方向） p.8
- 耕作面積証明書（農業委員会に登録されている方） p.9
- 借地証明書（農業委員会に未届の借地をお持ちの方） p.10

○申請書類

<免税軽油使用者証> 有効期限：最長3年（平成33年3月31日まで）

- 免税軽油使用者証交付申請書 p.12
- 免税軽油使用者証交付申請書添付明細書 p.13
- 誓約書 p.14-15
- 税軽油使用者に係る注意事項 p.16-17
- 収入証紙500円

<免税証> 有効期限：最長1年（但し、年間交付数量1万L以上の場合は6ヶ月）

- 免税証交付申請書 p.19
- 免税証交付申請書添付明細書 p.20
- 免税軽油使用者証

4. 報告書の提出

(1) 提出期限

- ・年間交付数量1万L以下
：1年分を免税証有効期限の翌月までに提出
- ・年間交付数量1万L以上
：毎月分を翌月末までに

(2) 報告書類

- 免税軽油の引取り等に係る報告書
- 免税軽油給油分のSS納品書（引渡証明書）



【年間交付数量1万L以上の方が必要な書類】

- 免税軽油機械使用実績内訳書集計表 p.24
- 免税軽油使用実績内訳書 p.25

【免税証が余った場合や農機等に変更がある場合に必要な書類】

- 免税軽油使用者証返納書 p.27
- 免税証返納書 p.28
- 免税軽油使用者証書換申請書 p.29

鹿児島県内 地域振興局一覧

地域振興局	対象JA	連絡先	住所
鹿児島地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島みらい ・さつま日置 (串木野、郡山、日吉、飯牟礼) 	099-805-7231	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56
南薩地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・いぶすき ・南さつま ・さつま日置 (南部地区) 	0993-52-1317	〒897-0031 南さつま市加世田東本町 8-13
北薩地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・北さつま (川内・さつま) ・鹿児島いずみ 	0996-25-5205	〒895-8501 薩摩川内市神田町 1-22
始良・伊佐地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・北さつま (伊佐地区) ・あいら 	0995-63-8126	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12
大隅地域振興局 (鹿屋地区・大隅地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・そお鹿児島 ・鹿児島きもつき ・あおぞら ・肝付吾平 	099-482-1992 (大隅地区) 099-452-2097 (鹿屋地区)	〒899-8102 曾於市大隅町岩川5677 〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6
熊毛市庁	<ul style="list-style-type: none"> ・種子屋久 	0997-22-0006	〒891-3192 西之表市西之表7590
大島市庁	<ul style="list-style-type: none"> ・あまみ 	0997-57-7229	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3

事前にご用意いただく書類

- 住所が確認できるもの
(身分証明書・住民票等)

- 使用農業機械の販売証明書… p. 6

- 使用農業機械のカタログ… p. 7

- 使用農業機械の写真（前後左右4方向）… p. 8

- 耕作面積証明書… p. 9
(農業委員会に登録済みの農地をお持ちの方)

- 借地証明書… p. 10
(農業委員会に未登録の借地をお持ちの方)

(見本)

販 売 証 明 書

販 売 先 鹿児島県

様

販売機種及び型式

機 種	:	トラクター (クボタ) MZ65	馬 力	:	65
機 種	:	トラクター (三菱) GX37	馬 力	:	37
機 種	:	トラクター (クボタ) LT-225	馬 力	:	25

平成 30 年 月 日

上記のとおり販売したことを証明致します。

鹿児島県〇〇市××町△番地
☆☆農業協同組合
代表理事組合長

使用農業機械のカタログ (例)

■ 主要諸元

名称	ヤンマー専用型トラクター						ヤンマー専用型トラクター				
	YT463			YT470			YT463	Y147C			
販売型式名							DYUGW				
区分	LN2 UGN2 YUGN2						ALTA				
仕様	メカホイール			メカホイール 無段ホイール			メカホイール 無段ホイール				
居住方式	オープン			オープン			キャビン				
駆動方式	4輪駆動						4輪駆動				
機体寸法	全長 機体(mm)						3975				
	全幅(mm)						1895				
	全高(mm)						2640				
	最高地上高(mm)						455				
機体質量(重量)(kg)	2540 2800 2800 2540 2800 2800						3380				
	4TNV98C						4TNV98C				
エンジン	種類						水冷4サイクル4気筒直噴エコディーゼル				
	総排気量(L/cci)						3.318(3318)				
	出力/回転速度(kW/PS/rpm)						48.3(63)/2500 51.5(70)/2600				
	使用燃料						ディーゼル軽油				
	燃料タンク(L)						110				
							ディーゼル軽油				
走行部	タイヤ	前輪(mm)						360/70R20Z			
		後輪/クローラ幅×接地長(mm)						450			
	軸距(mm)						2150				
	軸距		前輪(mm)						1460		
			後輪(mm)						1440		
	クラッチ形式						湿式多板油圧式				
	ブレーキ形式						湿式ディスク				
	かじ取り方式						全油圧式/ワーステアリング				
	変速方式		シンクロメッシュ			I-HMT		シンクロメッシュ		I-HMT	
	変速段数(段)		F16XR16(注:4速:4)			無段(副:3)		F16XR16(注:4速:4)		無段(副:3)	
	走行速度	前進(km/h)		0.21~32.2			0.15~34.0		0.22~33.3		0.15~34.0
		後進(km/h)		0.20~31.4			0.15~28.0		0.21~32.5		0.15~26.0
最小旋回半径(m)						3.8		4.4			
クラッチ形式						湿式多板油圧式		湿式多板油圧式			
PTO	回転速度	1速(rpm)		540		561		540 561			
		2速(rpm)		754		784		754 784			
		3速(rpm)		958		997		958 997			
		4速(rpm)		-		699		872 899			
軸径(mm)						JIS35(6スプライン)		JIS35(8スプライン)			
けん引装置	スイングドーバ (オプション)			スイングドーバ (オプション)		スイングドーバ (オプション)		スイングドーバ			
昇降装置	制動方式						ポジション・ドラフト・ミックスコントロール		ポジション・ドラフト・ミックスコントロール		
	緩急方式						3点リンクJIS2(1)形		3点リンクJIS2(1)形		
	油圧推力		ロアリンク先端標準(kN kgf)			24500 (2500)		24500 (2500)			
油圧推力		ロアリンク先端最大(kN kgf)			27400 (2800)		27400 (2800)				
安全キャブ/フレーム	型式名						SF702 KQ705		SF702 KQ705		
	型式検査合格番号						申請中		申請中		
型式検査合格番号						安全フレーム		安全フレーム			
型式検査合格番号						安全キャブ		安全キャブ			
型式検査合格番号						-		-			
型式名						申請中		申請中			
小型特殊型式認定番号						-		-			
運転免許						大型特殊(農研用)		大型特殊(農研用)			

※ヤンマー純正オイルを必ずご使用下さい。純正以外のオイル使用は故障の原因になります。



YT463 メカプロス仕様



YT463 メカホイール仕様



YT463 無段ホイール仕様



YT463 デルタ仕様

使用農業機械の写真 (例)



前



後



右



左

(見本)

耕作面積証明書

平成30年 月 日
〇〇農委第 号

住所

氏名

〇〇市農業委員会
会長

次の事項は、あなたの名義の農地基本台帳に記載されていることを証明する。

	田 (㎡)	畑 (㎡)	その他 (㎡)	計 (㎡)
自作	0.00	0.00	0.00	0.00
借入	0.00	52,308.00	0.00	52,308.00
計	0.00	52,308.00	0.00	52,308.00
貸付	0.00	0.00	0.00	0.00

申請理由
農業用軽油の課税免除申請のため地域振興局へ提出

(見本)

平成 年 月 日

借地証明書(免税軽油申請用)

鹿児島県地域振興局長 殿

甲(地主)は、乙(借地人)に対し農地を下記のとおり貸与していることを証明します。
丙(立会人)は下記事実には誤りのないことを認めます。

記

地目 (田・畑)	面積				所在地	貸与期間
	町	反	畝	歩		
畑		3	6	1	〇〇市××町△番地	5年
		3	6	1		

甲(地主)住所
氏名 (印) (TEL)

乙(借地人)住所
氏名 (印)

丙(立会人)住所
氏名 (印) 職業() (TEL)

(注) 1 甲、乙、丙は必ず自筆捺印してください。

2 立会人はできるだけ農業委員等責任のある人を選んでください。

免税軽油使用者証の 交付申請に必要な書類

- 免税軽油使用者証交付申請書… p. 12
- 免税軽油使用者証交付申請書添付明細書… p. 13
- 誓約書… p. 14-15
- 免税軽油使用者に係る注意事項… p. 16-17
- 収入印紙（500円）

※赤文字の箇所を記入

※処理事項	審査	交付				証の番号
						第 号
	平成 平成	年 年	月 月	日から	日まで有効	

(受付印)	平成 年 月 日	免税軽油使用者交付申請書					
〇〇〇地域振興局 長殿							
事業所又は事業所所在地	鹿児島県〇〇市××町123						
業 種 名	農業						
氏 名 又 は 名 称 印	農協 太郎						
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	(電話番号)						
機械・車両又は設備の明細	所 在 地	〇〇市 ××町	〇〇市 ××町	〇〇市 ××町	機械の置き場を記入		
	名 称	No 1 トラクター	No 2 トラクター	No 2 コンバイン	No	No	No
	所有者の氏名又は名称	農協 太郎	〃	〃			
	型 式	メーカー名 型式	メーカー名 型式	メーカー名 型式	カタログ記載の型式 と馬力を記入		
	軸 馬 力	25	30	30			
	燃 焼 方 式	ディーゼル	〃	〃			
	台 数	1	1	1			
	用 途	農業	農業	農業			
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
年間見込所要数量合計							リットル

省令第三十八号様式(第十八条関係)

免税軽油使用者証交付申請書添付明細書(農業用)

		※ 年間所要見込 査定数量				
住所又は 所在地	鹿児島県〇〇市××町123		氏名又は 名称	農協 太郎 印		
加入農協 名及び所 在地	農業委員会から 交付された耕作 証明書より記入 鹿児島県〇〇市××町△番地 ☆☆農業協同組合					
軽油購入先業者名 及び所在地	鹿児島県〇〇市××町△番地 ☆☆農業協同組合				◎◎給油所	
耕作面積	田	6,850	m ²	耕耘機械 使用面積	田	m ²
	畑	338,850	m ²		畑	m ²
作付面積	米	6,800	m ²			m ²
	甘しょ		m ²			m ²
	馬鈴薯		m ²			m ²
	茶	328,800	m ²			m ²
機 械 所 有 者 の 住 所 地 び 及 氏 名 又 は 氏 名	機械名		住所又は所在地		氏名又は名称	
	No1	トラクター	〇〇市××町123		農協 太郎	
	No2	トラクター	〇〇市××町123		//	
	No3	コンバイン	〇〇市××町123		//	
	No4					
	No5					
	No6					
	No7					
使用機械 内 訳	機械名	製作所名	車体(製造)番号	馬力	面積	年間見込数量
	No1	トラクター	メーカー名	型式	25	リットル
	No2	トラクター	メーカー名	型式	30	リットル
	No3	コンバイン	メーカー名	型式	30	リットル
	No4					リットル
	No5					リットル
	No6					リットル
	No7					リットル
使用見込 数量 査定内訳						
* 査定年月日		年	月	日	査定者職員名	印

(注) *欄は記入する必要はありません。

(見本)

誓 約 書

私
私 共
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 ○○年 ○月 ○○日

鹿児島県知事 殿

住所又は所在地

鹿児島県○○市××町△番地123

名称又は氏名

農協 太郎

㊟

備考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員が記名押印すること。

第十六号の十八様式(第八条の二十八関係)

(地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号)

- 第1号 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第2号 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第3号 免税軽油使用者が国税又は地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法又は特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しない者であるとき。
- 第4号 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。

免 税 軽 油 使 用 者 に 係 る 注 意 事 項

◎ 免税軽油使用者証について

チェック	
1	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>

- 1 免税軽油使用者証は、記載されている機械又は車両等に免税軽油を使用することを証明するものですから大切に保管してください。
- 2 免税軽油使用者証に記載された事項（住所又は所在地、氏名又は名称、機械の入換え等）について、異動を生じた場合は、直ちに関係書類を添付して書換申請の手続きをとってください。
- 3 有効期間満了後、引き続き免税軽油を使用する場合は、直ちに免税軽油使用者証を返納のうえ更新の手続きをとってください。
- 4 免税軽油の引取りを必要としなくなったときや免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく免税軽油使用者証を返納してください。
- 5 免税軽油使用者証を紛失された場合は、直ちに届け出て再交付の手続きをとってください。
- 6 免税軽油は、免税軽油使用者証に記載された機械又は車両等以外には使用できません。（「◎ 申告納税の義務」の項を参照）

◎ 免税証について

1	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/>
8	<input type="checkbox"/>
9	<input type="checkbox"/>
10	<input type="checkbox"/>

- 1 免税証は、厳重に保管し紛失することのないようにしてください。
万一紛失された場合は、免税証の種類、記号・番号、紛失年月日及び紛失の事実を証する書類を添付して直ちに届け出てください。
- 2 免税証は、他人に譲り渡したり販売業者等に預けたりすることのないようにしてください。
- 3 免税証の交付申請書を提出する場合は、免税軽油使用者証を提示してください。
- 4 免税証の交付を受けたときは、交付数量を確かめてください。
また、免税軽油使用者証に記載された数量と照合してください。
- 5 免税証の有効期間満了後は、直ちに関係書類を添付して交付申請の手続きをとってください。期間満了後の免税証は無効ですので必ず返納してください。
- 6 免税軽油に係る販売業者は、自由に選べますが免税証に記載された後は、勝手に変更することはできません。
やむを得ない理由で変更する場合は、事前に申し出てください。
- 7 免税軽油の引取りは、免税証の有効期間内に指定された販売業者から免税証と引換えに行ってください。
- 8 免税軽油は、課税軽油と区分し、使用状況を明確にして、免税用途以外の用途に使用しないでください。
- 9 事業廃止等により使用しなくなった免税証は、直ちに返納してください。
- 10 免税証の有効期間内に免税証が不足すると予想される場合は、必ず事前に交布申請の手続きをとってください。
手続きせず不足分の軽油を購入された場合は、課税免除の対象となりませんのでご注意ください。

◎ 免税証を交付できない場合について

1	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/>

- 1 免税軽油の使用予定数量が、用途及び使用期間に照らして適当でないとき
- 2 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受け、その日から2年を経過していないとき
- 3 国税・地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から2年を経過していないとき
- 4 国税・地方税の法令により罰金以上の刑に処せられ、又は国税販促取締法・関税法による通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は通告の旨を履行した日から3年を経過していないとき
- 5 法人の場合、役員に2から4のいずれかに該当する者がいるとき
- 6 免税軽油使用実績報告書を提出しないとき
- 7 その他、軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認められるとき

◎ 免税軽油使用者証・免税証の返納命令について

すでに免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けている場合であっても、次の場合使用者証・免税証の返納を命ぜられることがありますので注意してください。

(要件に該当することとなった日までさかのぼって課税されることがあります。)

- 1 誓約書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき
- 2 地方税に関する法律の規定に違反したとき(滞納を含む。)
- 3 軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認められるとき

1	
2	
3	

◎ 報告書について

- 1 提出期限は、厳守してください。
- 2 報告書は、免税軽油使用者において作成してください。共同申請の場合は、免税軽油使用者以外の者が代わって作成し、あるいは、まとめて提出しても差し支えありませんが、この場合においても報告書の作成及び提出に関する一切の事項についての責任はそれぞれの免税軽油使用者が負うことになります。
- 3 免税機械使用実績内訳書については、免税機械ごとに作成してください。
なお、免税機械を2台以上保有している場合は、タンク、ドラム缶等に免税軽油を保管して、そこから免税機械に給油する場合は、免税軽油使用実績内訳書集計表も作成してください。
- 4 納品書又は領収書等の写しを提出できない場合は、販売業者から免税軽油の引取りの事実を証明する書類(免税軽油引渡証明書)を発行してもらい提出してください。

1	
2	

3	
---	--

4	
---	--

◎ 申告納税の義務

免税軽油を他人に譲り渡したり、又は免税用途以外の用途に使用した場合には、譲渡又は使用した日から30日以内にその数量及び税額を申告し、その税額を納付しなければなりません。

◎ 免税軽油使用者に関する罰則

次のような行為をした場合には、罰則が適用されます。

- ・ 偽りその他不正の行為により免税証の交付を受けて、免税軽油の引取りをしたとき
- ・ 免税証を他人に譲り渡したり、又は他人から譲り受けたとき
- ・ 免税証を譲り受け免税軽油の引取りを行ったとき
- ・ 県の承認を受けないで、免税軽油を他人に譲り渡したり、又は他人から譲り受けたとき
- ・ 県が行う関係帳簿書類その他の物件の検査を拒否、妨害したとき
- ・ 報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

◎ その他

担当職員が、現地調査(帳簿検査その他)をする場合がありますので、免税証及び免税軽油は受け払いを厳正にして、その使用状況を明らかにしておいてください。

現地調査に伺った場合には、ご協力をお願いします。

上記のとおり確認しました。

平成 年 月 日

署名

Ⓜ

免税証の 交付申請に必要な書類

免税証交付申請書… p. 19

免税証交付申請書添付明細書… p. 20

免税軽油使用者証

※赤文字の箇所を記入

審査	承認	交付	
	リットル		

省令第四十号様式(第十八条関係)

平成 年 月 日 地域振興局長 様	免税軽油の使用に係る事務所又は事務所所在地 鹿児島県〇〇市××町123
	業種 農業
	免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)印 鹿児島県() 第〇〇〇〇号印 農協 太郎
	この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号 (担当者) (電話番号)

免税証交付申請書

機械・車輛又は設備名(番号)	NO. 1 トラクター NO. NO.	NO. 2 トラクター NO. NO.	NO. 3 コンバイン NO. NO.
所要数量合計	1,380 リットル	所要数量計算期間	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで

希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚数	数量
免税軽油を購入する給油所 鹿児島県〇〇市××町△番地 ☆☆農業協同組合 ◎◎給油所	リットル券		リットル
	200	4	800
	100	4	400
	20	5	100
	10	8	80
希望する券の種類と枚数を記入(券の種類) 1,5,10,18,20,50,100,200,500,1000,5000,10000ℓ			

初年度は記入不要

参	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうちの使用量		(イ)-(ロ)
	計算期間	数量(イ)	期間	数量(ロ)	
	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	リットル 1,200	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	リットル 1,150	リットル 50
考	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の取引をおこなった場合の販売業者の氏名又は名				数量
					リットル

免税証交付申請書添付明細書(農業用)

下記の軽油消費量
合計と同じ数量

年間所要込
査定数量

1,440 ℓ

住所又は所在地	鹿児島県〇〇市××町△番地123			氏名 又は 名称	免税 太郎		
機械の名称 及び馬力等	機械名	型式		馬力	機関の種類	用途	
	No.1	トラクター	メーカー名 型式	25	ディーゼル	農業	
	No.2	トラクター	メーカー名 型式	30	ディーゼル	農業	
	No.3	コンバイン	メーカー名 型式	30	ディーゼル	農業	
	No.4						
	No.5						
栽培作物	茶	米					
作付面積 収穫予定量	328,800	6,800					
区分	No.1	No.2					
1時間当たり 軽油消費量 (ア)	5 <small>リットル</small>	6 <small>リットル</small>	3 <small>リットル</small>	<small>リットル</small>	<small>リットル</small>	<small>リットル</small>	<small>リットル</small>
1日当り平均 稼動時間 (イ)	4 時間	4 時間	4 時間	時間	時間	時間	時間
期間内における 稼動見込日数 (ウ)	30 日	30 日	10 日				
軽油消費量 (ア)×(イ)×(ウ)	600 <small>リットル</small>	720 <small>リットル</small>	120 <small>リットル</small>	<small>リットル</small>	<small>リットル</small>	<small>リットル</small>	<small>リットル</small>
軽油消費量合計	1,440ℓ						
所要数量計算期間	30 年	4 月	1 日	から	12 ヵ月		
	31 年	3 月	31 日	まで			
参考事項							
査定年月日	平成	年	月	日	査定者	印	

【軽油消費量のめやす】
・トラクター
馬力 (ps) × 0.2 = 燃料消費量 (ℓ)
・コンバイン【自脱型】
2条、3条 (17~35ps) ... 4.0 (ℓ)
4条以上 (35~50ps) ... 7.0 (ℓ)

注) 栽培作物欄は、所要数量計算期間における作物について記載すること。

報告に関する書類

- 免税軽油の引取り等に係る報告書… p. 22-23
- 免税軽油機械使用実績内訳書集計表… p. 24
- 免税軽油使用実績内訳書… p. 25

免税軽油の 使用に関する 事実及び （使用の事実 有・無）	機械、車両又は 設備名（番号）	下記の機械、車両又は 設備の使用地	免税軽油の 使用数量(t)	稼動日数	稼動時間
	No. 1 トラクター	鹿児島県〇〇市××町123	600 リットル	28 日	120 時間
	No. 2 トラクター	同上	500	28	83 時間
	No. 3 コンバイン	同上	100	10	33 時間
	No.				時間
	No.				時間
	No.				時間
	No.				時間
	No.				時間
	No.				時間
合 計			1,200		
報告対象期間 の末日におけ る免税証の保 有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	10 リットル券	8 枚	リットル券	枚	
	20 リットル券	5 枚			

免税機械使用実績内訳書 集計表

年 月 提出 (月実績分)

免税軽油使用者証番号 第 号

営業場所 鹿児島県

免税軽油使用者名 印

**免税券年間交付1
万し以上の方が提
出する書類**

※毎月提出

1 免税機会の消費等の状況

2 免税証の受払状況 (単位 : リットル)

区 分	前月末 残 量	当 月 分		当月末 残 量	区 分	免 税 証		
		給油量	消費量			受 入	払 出	
No. 1					前月末累計			
No. 2					当 月 分		③	
No. 3					当月累計			
No. 4					差 引 残	 	⑥	
No. 5					3 免税軽油購入等の状況			
No. 6								
No. 7								
No. 8					区 分	タンク等	ドラムその他	計
No. 9					前月末累計			②
No. 10					当 月	購入量		③
No. 11						給油量		
No. 12					当月末残油量			B
No. 13								
No. 14								
No. 15								
計	①		④	A	A + B	⑤	0	

免税機械使用実績内訳書

(賦課事務要綱第13号様式)

(〇〇年 〇月分)

免税軽油 使用者			住所(所在地)	鹿児島県				免税機械名		No. 1			
氏名(名称)			〇 印				同上番号又は名称						
日	曜	天候	作業地(目的地) 作業内容	作業量 (面積) (その他)	運転(航海)等時間				アワメーター数		軽油受払内訳		備考
					作業	移動	整備	計	メーター	メーター	給油	消費量	
前月繰越								0.0					
1	金							0.0					0
2	土							0.0					0
3	日							0.0					0
4	月							0.0					0
5	火							0.0					0
6	水							0.0					0
7	木							0.0					0
8	金							0.0					0
9	土							0.0					0
10	日							0.0					0
11	月							0.0					0
12	火							0.0					0
13	水							0.0					0
14	木							0.0					0
15	金							0.0					0
16	土							0.0					0
17	日							0.0					0
18	月							0.0					0
19	火							0.0					0
20	水							0.0					0
21	木							0.0					0
22	金							0.0					0
23	土							0.0					0
24	日							0.0					0
25	月							0.0					0
26	火							0.0					0
27	水							0.0					0
28	木							0.0					0
29	金							0.0					0
30	土							0.0					0
31	日							0.0					0
稼働日数		〃	日	計	0.0	0.0		0.0			0	0	0

免税軽油に関する情報を日々記録するための書類

この情報をもとに18ページの報告書の軽油使用数量や稼働日数、稼働時間を記入する

(年間数量1万L以下の方は提出の必要なし)

免税証が余った場合や
トラクター等に変更があった場合に
必要な書類

免税軽油使用者証返納書… p. 27

免税証返納書… p. 28

免税軽油使用者証書換申請書… p. 29

免税軽油使用者証 返納書

平成 年 月 日

大隅地域振興局長 殿

離農する際に提出
が必要な書類です

(住所又は所在地)

鹿児島県〇〇市××町123

(氏名又は名称)

農協 太郎

印

下記の通り免税軽油使用者証を返納します。

免税軽油使用者証	記号・番号	鹿児島県 第 〇〇〇〇 号				
	業種名	農 業				
	交付年月日					
	有効期間					
事業所の所在地	鹿児島県〇〇市××町123					
免税証の種類	10リットル	50リットル	100リットル	200リットル	500リットル	計
交付を受けた枚数及び量	()	()	()	(4) 800	()	(4) 800
使用した枚数及び量	()	()	()	(4) 800	()	(4) 800
残(返納)枚数及び量	()	()	()	(0) 0	()	(0) 0
返納理由						

- (注) 1 ()書欄に免税証の枚数を記載し、下欄に数量を記載すること。
 2 返納理由は簡単に記載すること。
 3 返納する者が2人以上ある場合には、その内訳を添付すること。

免 税 証 返 納 書

地域振興局長 殿

平成 ○○年 ○月 ○○日

(住所又は所在地)

鹿児島県○○市××町123

(氏名又は名称)

農協 太郎

印

免税証の使用期限までに使用出来なかった免税証は、返納する必要があります

その際に必要な書類です

下記の通り免税証を返納します。

免税軽油使用者証	記号・番号	鹿児島県 第 ○○○○ 号				
	業種名	農業				
	交付年月日					
	有効期間					
事業所の所在地	鹿児島県○○市××町123					
免税証の種類	10リットル	20リットル	100リットル	200リットル	500リットル	計
交付を受けた枚数及び量	(8) 80	(5) 100	(4) 400	(4) 800		(21) 1,380
使用した枚数及び量			(4) 400	(4) 800		(8) 1200
残(返納)枚数及び量	(8) 80	(5) 100				(13) 180
返納理由						

- (注)
- 1 ()書欄に免税証の枚数を記載し、下欄に数量を記載すること。
 - 2 返納理由は簡単に記載すること。
 - 3 返納する者が2人以上ある場合には、その内訳を添付すること。

納税課長	課長	係長		取扱者

免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 申 請 書

鹿児島県 地域振興局長 殿 年 月 日

住所
氏名
業種名 ㊞

鹿児島県税条例第97条第3項の規定により、免税軽油使用者証の書換えを申請します。

機械車両又は設備の名称	所在地	元				
		現				
	機械車両又は設備の名称	元	No.	No.	No.	No.
		現	No.	No.	No.	No.
	機械車両又は設備の所有者の氏名	元				
		現				
	形 式	元				
		現				
	軸 馬 力	元				
		現				
	燃 焼 方 式	元				
		現				
	台 数	元				
		現				
	用 途	元				
		現				
	年間見込所要数量		元			
			現			
年間見込所要数量 合 計	元		0	差引き	増	0
	現		0	差引き	減	0
備 考						

トラクターを買い換えた場合など、申請内容に変更があった時に必要な書類



教えて！！質問コーナー

Q1. 免税証交付申請をしてから、免税証が発行されるまでどのくらいかかるの？

A. 概ね1週間程度で免税証が発行されます。

(ただし、更新期間が重なっていたりすると時間がかかる場合があります。)

Q2. 免税券を紛失、破損した場合はどうしたらいいの？

A. 振興局に紛失届けを提出します。また、免税券は金券と同じなので、警察にも届出を行います。

破損の場合、基本的にバーコードと管理番号が判別できれば使用できますが、判別できない場合は紛失届を提出します。

Q3. どんな機械に使用できるの？

A. 公道を走行しない、農業用に使用するトラクター・耕うん機等の機械です

(他にも、施肥用機械・収穫用機械・畜産用機械等に使用できますので、詳しくは個別にご相談ください。)

Q4. 免税証には有効期限がありますか？

A. 免税証には、有効期間が明示されていますので、その有効期間内でしか使用出来ません。有効期間内に使用できなかった場合で免税証が残っているときは、返納する必要があります。

(21 ページの様式)

Q5. 免税軽油使用者証に記載されている機械が古くなったので、新しい機械に買い換えました。用途は同じなのでそのまま免税軽油を使用していいですか？

A. 記載されている機械以外に免税軽油は使用できません。そのため、記載事項に変更が生じた際は、すぐに変更申請しましょう。(22 ページの様式)